

公 示

平成21年度において実施予定の森林環境保全総合対策事業のうち「ナラ枯れ被害の総合的防除技術高度化事業」の事業実施主体を公募しますので、本事業の実施を希望される方は、下記に従い応募してください。

記

1 事業の趣旨

カシノナガキクイムシが媒介するナラ菌により、ナラ類等の樹木が集団的に枯損する「ナラ枯れ」被害については、近年、本州の日本海側を中心に拡大しているとともに、太平洋側の一部でも発生し、森林の有する水源かん養、土砂流出防止機能等の低下に加え、里山等における景観悪化に対する懸念が顕在化しており、今後も被害が急速に拡大する恐れがあります。

このような中で、被害の拡大を防ぐためには、カシノナガキクイムシの特性等を踏まえつつ、防除を実施する地域の重点化を図り、地域の特性にあった効率的・効果的な対策を推進するとともに、被害防止の戦略を策定していくことが不可欠です。

このため、被害の発生危険度予測等から総合的な防除技術を策定するシステムを開発するための調査を実施するとともに、新たに、効果的な対策の推進に必要な被害防止戦略を策定する技術を開発します。

2 事業の概要（詳細はナラ枯れ被害の総合的防除技術高度化事業に係る[公募要領](#)等をご参照ください。）

① 被害発生危険度等の予測技術の開発、実証

ナラ類の分布や林況とナラ枯れ被害の拡大（カシノナガキクイムシの伝播）状況を分析し、被害発生危険度等の予測技術の開発、実証を実施します。

② 防除技術を策定するシステムの開発

被害の発生危険度等の予測を踏まえ、水源かん養機能や景観等へのナラ枯れ被害の影響を面的に評価し、効率的かつ効果的に各種の予防措置や駆除措置を組み合わせ、重点的かつ総合的な防除技術を策定するシステムの開発を実施します。

③ 植生変化等予測技術及び被害防止戦略策定技術の開発

モデル地域内の里山林等のナラ枯れによる植生変化等を予測する技術を開発するとともに、現地の植生等に応じた被害防止戦略を策定する技術の開発を実施します。

3 応募資格及び応募方法

ナラ枯れ被害の総合的防除技術高度化事業に係る[公募要領](#)等を参照してください。

4 公示の期間

公示の期間は平成21年1月21日（水）から平成21年2月19日（木）17時までとします。

5 補助金交付候補者の選定方法

(1) ナラ枯れ被害の総合的防除技術高度化事業に係る[公募要領](#)に基づき、提出された課題提案書等について書類審査、課題提案会等の審査を行い、補助金交付候補者として1者を選定します。

(2) (1)の課題提案会は、有効な課題提案書等を提出した者を対象として、平成21年3月中旬（予定）に開催します。

(注)提出状況により開催しない場合があります。

6 補助事業の条件を示す場所及び日時

(1) 日時：平成21年1月21日（水）から平成21年2月19日（木）
10時から17時まで

(2) 場所：林野庁森林整備部研究・保全課森林保護対策室
保護指導班防除係（農林水産省別館7階ドアNo.別704）

7 課題提案書提出表明書の提出期限及び提出場所

- (1) 提出期限：平成21年2月23日（月）17時まで（必着）
- (2) 提出先：東京都千代田区霞が関1-2-1
林野庁森林整備部研究・保全課森林保護対策室
保護指導班防除係（農林水産省別館7階ドアNo.別704）

8 課題提案書等の提出期限及び提出場所

- (1) 提出期限：平成21年3月5日（木）17時まで（必着）
（注）郵送の場合は、封筒に赤字で「ナラ枯れ被害の総合的防除技術高度化事業課題提案書在中」と記載してください。
- (2) 提出先：東京都千代田区霞が関1-2-1
林野庁森林整備部研究・保全課森林保護対策室
保護指導班防除係（農林水産省別館7階ドアNo.別704）

9 課題提案書等の無効

本公示に示した応募資格を満たさない者の課題提案書等は、無効とします。

10 その他

- (1) 本公示に記載なき事項は、ナラ枯れ被害の総合的防除技術高度化事業に係る[公募要領](#)によります。
- (2) 本事業は、国会での平成21年度予算の成立が前提となりますので、今後内容の変更等がある場合があります。

以上公示する。

平成21年1月21日

林野庁長官
内藤 邦男